

令和6年度税制改正に関する
要 望 書

福島県町村議会議長会

会 長 角 田 真 美

令和6年度税制改正に関する要望

我が国は、喫緊の課題である人口減少の克服、地方創生、デジタル社会の推進等に国・地方を挙げて取り組んでいるところであるが、東京一極集中が進む中、町村は、急速な少子高齢化や基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱え、また、総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、物価高騰等による国民生活及び経済活動への影響が深刻化しており、加えて本年は6月以降、全国各地で豪雨災害が発生するなど、近年自然災害が頻発化・激甚化している。

こうした現下の状況を踏まえ、町村が地域の実情に沿った様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や町村にとって最重要課題である地方交付税の安定的確保により、地方の自主財源を拡充し、財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、令和6年度税制改正にあたっては、町村が自主性・自立性をもって山積する諸課題に着実に取り組むことができるよう、次の事項の実現を強く要望する。

1. 町村税源の充実強化

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次の事項を講じること。

- ① 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- ② 地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

2. 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるよう、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- (2) 令和6年度の評価替えにあたっては、税収が安定的に確保できるようにすること。
- (3) 土地の負担調整措置について、近年の地下の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。
- (4) 税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し、所要の見直しを行うこと。
特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化を検討すること。
- (5) 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

3. 森林環境譲与税譲与基準の見直し

森林環境譲与税の譲与基準については、森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、対象となる森林や森林面積割合を見直すこと。

4. 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、税源の乏しい町村にとって町村財政を支える貴重な一般財源であり、分煙施設の整備など望まない受動喫煙防止対策に幅広く取り組めるよう、使途に制約のない現行制度を堅持し、継続的かつ安定的な確保を図ること。

5. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を断固堅持すること。

6. 個人住民税の充実確保等

個人住民税のあり方の検討にあたっては、この税が地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格など、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな課税控除の導入や政策誘導的な拡大は行わないこと。

7. 車体課税に係る地方税収の確保

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。

自動車関係諸税のあり方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

8. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9. 電気供給業・ガス供給業に対する法人事業税収入金額課税方式の堅持

電気・ガス供給業に対する法人事業税については、行政サービスの受益に応じて課税する観点から、長年にわたり収入金額課税方式が採用され、地方税収の安定化に大きく貢献している。また、法人事業税収の一定割合は市町村へ交付され、市町村の貴重な財源であることから現行の収入金額課税方式を堅持すること。

10. 外形標準課税のあり方の見直し

法人事業税における外形標準課税については、法人事業税交付金の安定化等のため、外形標準の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討するものとし、中小企業への適用について引き続き慎重に検討すること。

11. 国際観光旅客税の税収の地方への配分

国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

12. 地方拠点強化税制の拡充

令和6年3月末に期限を迎える地方拠点強化税制については、地域経済の活性化や地域における雇用の創出をさらに進めるため、制度の延長及び税額控除の拡大など制度の拡充を図ること。

13. 地方税における税負担軽減措置等の見直し

地方税における税負担軽減措置等について、租税負担の公平性を期する見地からさらに整理合理化すること

14. 地方税の電子化に伴う地方財政措置等の実施

町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて町村の理解を得ながら進めること。また、町村の基幹税務システムの標準化の検討にあたっては、町村の意見を十分踏まえるとともに、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。

15. 育児休業手当金の支給額見直し等に伴う非課税措置等

現在、地方公務員共済組合法に基づく育児休業手当金については、雇用保険制度に準じた取り扱いとなっていることから、雇用保険法に基づく育児休業給付金が見直される場合は、これまでと同様、雇用保険制度に準じた措置を継続すること。

また、「育児時短就業給付（仮称）」が創設される場合においても、雇用保険制度と同様の取り扱いをすること。